

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ給水タンク供給制御弁後弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	3号機	消火ポンプ室換気空調系給気・排気・循環ダンパ駆動部点検において、ダンパ本体に動作不良（固着ぎみ）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（A）室暖房用蒸気ユニットヒータ（28）より蒸気リーク（微量）が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	
4	4号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガスモニタ点検において、当該モニタ用パソコン（現場設置）ハードディスクに故障が認められたため、当該パソコンを修理	D	
5	4号機	原子炉建屋1階主蒸気流量計装ラック設置の主蒸気B流量発信器のフレキシブル電線管接続部に外れが認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用タービン点検において、速度検出器等の端子箱フレキシブル電線管接続部（3箇所）に割れが認められたため、当該電線管を交換	D	
7	4号機	主タービン主蒸気止め弁（4）急閉電磁弁及び主タービン複合中間弁（5）テスト電磁弁点検において、電磁弁配線端末部に割れ及び芯線挿入不足が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	原子炉格納容器圧力抑制室窒素供給圧力制御弁点検において、弁部品（ボール）が組み込まれてないことが認められたため、当該ボールを取付	D	
9	4号機	原子炉格納容器内機器ドレン隔離弁（内側）点検において、弁箱・弁蓋取付ボルトに折損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
10	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）流量調節弁点検において、シート面浸食による損傷が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	スチームドレンサンプルタンク（B）廃液放出実績の化学管理システム入力において、スチームドレン処理量の誤入力が認められたため、当該実績を修正及び対応検討	C	
12	4号機	タービン建屋地階トイレ排気用ダクト連結部より結露水の滴下（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	主タービン湿分分離器（2）溶接線浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	所内蒸気戻り系配管取替工事において、耐圧準備のため原子炉建屋所内蒸気戻り系逆止弁の上蓋を取外した際に弁体の脱落が認められたため、当該弁体を取付及び対応検討	C	
15	5号機	原子炉関係配管耐震バックチェック用現場調査において、逃し安全弁アキュムレータドレン配管に曲がり認められたため、当該配管を修理	D	
16	5号機	原子炉圧力容器漏えい検査において、起動領域中性子束モニタ（E）用ロックナットの平座金にずれが認められたため、当該部を修理	C	
17	5号機	非常用ディーゼル発電機過速度停止試験（機械式）において、過速度停止用パイロット弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）洗浄用スポンジボールの回収率の低下が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	6号機	廃棄物処理系1階固化装置所内空気供給用減圧弁よりドレンのリークが認められたため、当該減圧弁を点検・修理	D	
20	6号機	制御棒位置指示装置に「1系コントローラ異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉補機冷却系系統ベント・ドレン弁（4箇所）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	集中環境施設	補機冷却系海水ストレーナ（A）入口弁又はドレン配管出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト排気放射線モニタトリチウムサンプルポンプ（A）に異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
24	その他	所内テレメータ点検において、検査官室発電機出力指示計の2号機発電機出力（デジタル値）表示不良が認められたため、当該部を修理	対象外	
25	その他	使用済燃料共用プール設備エリア放射線モニタ記録計にエラー表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
26	その他	水処理設備汚泥供給ポンプ（B）シール水ドレン配管と受皿の接続部よりリーク（1滴／5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで